

一般財団法人経済産業調査会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本財団は、一般財団法人経済産業調査会（英文名 Research Institute of Economy, Trade and Industry。略称「RIETI」）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本財団は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを、変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、経済産業に関する調査研究、広報、啓発を行い、経済産業政策の円滑な運営に資し、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済産業に関する情報の収集・提供
- (2) 経済産業に関する調査研究
- (3) 経済産業に関する広報・図書の出版
- (4) 経済産業に関する研究会、講演会等の開催
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産は、本財団の基本財産とし、次に掲げる財産とする。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散

の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産

(2) 理事会の決議により、基本財産に繰り入れられた財産

2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理)

第6条 本財団の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議によって定める。ただし、その使途又は管理の方法を指定して寄付された財産については、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第7条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日前日までに理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本財団に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了のときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有

する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。ただし法令で定めるところにより、評議員全員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分及び除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役 員

(役員の設置)

第24条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 12名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とすることができる。

3 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

- 4 理事のうち、1名を常務理事とすることができます。
- 5 第3項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事及びその他の理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができます。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、理事長及び他の理事に対して本財団の業務執行全般に関する助言を行う。
 - 3 理事長は、本財団を代表し、業務の執行を総理する。
 - 4 専務理事は、本財団を代表し、業務の執行を総括する。なお、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を執行する。
 - 6 業務執行理事は、本財団の業務を分担執行する。
 - 7 理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了のときまでとする。
 - 4 増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了のときまでとする。

5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の責任の一部免除)

第31条 本財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき

- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は監事が招集したとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事長は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面により、開催日の5日前までに、各役員に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は事故あるときは理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会の報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第7項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第42条 本財団は、評議員会の決議によって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止をすることができる。

2 前項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(解散)

第43条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第44条 本財団は、剰余金を分配することはできない。

2 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第10章 補 則

(事務局)

第46条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て、理事長が任免し、職員は、理事長が任免する。

(参 与)

第47条 本財団は、必要に応じ、参与を若干名置くことができる。

2 参与は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 参与は、理事会の決議を受けて理事長が委嘱する。

4 参与の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 参与に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

6 参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすること
ができる。

(実施細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の承認を
得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益
財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条
第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登
記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認
定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項におい
て読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般
法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日
を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は、野々内 隆と佐藤博司とする。
- 4 本財団の最初の業務執行理事は、高橋睦春とする。